

令和5年矢板市議会定例会

第387回随時会議

報告事項説明書

令和5年5月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

令和5年矢板市議会定例会第387回随時会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、令和5年2月16日、栃木県矢板市扇町二丁目1番1号の駐車場において発生した車両事故について、相手方が市の損害額を全額負担し和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粹)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

以下省略